

令和4年第3回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和4年3月28日（月曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員  
教育長 伊藤 哲  
教育委員（教育長職務代理者） 小谷野守男  
教育委員 櫻井 由子  
教育委員 猪瀬 哲哉  
教育委員 石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者  
教育部長 田中 英樹  
教育次長兼教育総務課長 大手 勉志  
学務課長 直井 徹  
保健給食課長 大野 篤彦  
指導課長 大越 茂  
指導課長（教育総合支援センター担当） 松戸 孝泰  
子ども青少年課長 香取 美弥  
生涯学習課長 染谷 和之  
スポーツ振興課長 豊島 寿  
図書館課長 長塚 逸人  
文化芸術課長 飯山貴与子  
生涯学習課課長補佐 塚本 豊康
6. 書 記  
教育総務課 課長補佐 蛭原 康友  
教育総務課 総務法規係 主査 谷口 京子  
教育総務課 総務法規係 主事 中村 翔
7. 議 題  
議案第 7号 取手市教育委員会事務局職員の人事異動等について（非公開）  
議案第 8号 取手市教育委員会への派遣職員について（非公開）  
議案第11号 取手市立学校管理規則の一部を改正する規則について  
議案第12号 取手市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について  
議案第13号 取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第14号	取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第15号	取手市学校司書設置要綱の一部を改正する要綱について
議案第16号	取手市教育委員会押印等の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則について
議案第17号	取手市教育委員会押印等の見直しに伴う関係要綱の整理に関する要綱について
議案第18号	自家用車の公務利用に関する取扱要項の一部を改正する要項について
議案第19号	取手市教育委員会押印等の見直しに伴う関係訓令の整理に関する訓令について
議案第20号	取手市部活動指導員設置要綱について
議案第21号	取手市学校教育指導員設置要綱について
議案第22号	取手市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付要綱について
議案第23号	取手市奨学基金条例施行規則を廃止する規則について
議案第24号	取手市生徒指導相談員設置要綱を廃止する要綱について
議案第25号	取手市立公民館長の任命について
議案第26号	取手市公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第27号	取手市文化財保護審議会委員の委嘱について
議案第28号	取手市スポーツ推進委員の委嘱について
議案第29号	取手市立体育施設運営委員会委員の委嘱について
議案第30号	取手市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について
報告3	寄附の受け入れについて
報告4	令和3年度取手市教育支援委員会審議者数について
報告5	いじめ防止策の取組状況に関する報告について
協議2	学校運営協議会及び地域学校協働活動推進員の設置について

## 8. その他

- (1) 令和4年第1回取手市議会定例会における教育委員会関係の一般質問通告書及び議決等結果報告について
- (2) 4月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

## 9. 発言の記録

午前9時30分開会

### ○教育長（伊藤 哲）

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。

令和4年第3回取手市教育委員会定例会は、成立しました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成といたします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとしま

す。また、会議の録音データについては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは、教育長報告をさせていただきます。まず1点目、小中学校における新型コロナウイルスの感染状況についてということで、依然、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大と申しますか、感染が続いているところでございます。市内でも2月に引き続き、感染症に係る対応をしているところでございます。令和4年2月19日から3月24日までで、市内小中学校に在籍する児童生徒の感染が412ですね、児童生徒等の感染者が412名確認されまして、必要に応じて学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業の対応を行ったところでございます。県としては3月14日から18日までの期間をリモート中心の対応ということでお願いされていましたが、取手市としましては学級閉鎖に係る基準の強化を講じながら、何とか登校での教育活動ということでやってきたところでございます。内訳としまして、412名の感染者の状況、その下のほうに学級閉鎖等の対応数について記載してございます。

2点目でございます。令和3年度山王小学校における小規模特認校に関する事業報告会の実施ということで、今年度の4月から開始しました小規模特認校について、取手アートプロジェクトとの連携プロジェクトとして行ってきたわけでございますけれども、上半期が「となりのスタジオ」で、下半期には「大地からはじめること」を開催しまして、年間の活動を無事終えることができました。3月7日（月曜日）に、活動を振り返るフィードバックミーティングを学校、取手アートプロジェクト、市教委の3者でオンラインで実施したところでございます。統括ディレクターで、大地からはじめることのアーティストであります岩間先生からは、重点課題として次年度に向けた展望として、教職員の活動内容や事前共有の構築の大切さ、子どもたちや協力者の安全管理体制の見直し、地域連携の手法と指針づくりを見直し、教員に対しての本事業の評価ポイントの気づきとなる視点づくりなど、直接関わっていただきましたお立場から、現場の声として御意見をちょうだいしたところでございます。令和4年度は、いただきました御意見を参考にしながら取組を進展させてまいります。

3番目、とりで スクール・アートフェスティバルの実施報告ということで、市内には7校の高等学校があるわけですが、芸術教育の作品や演奏を発表する取手アートフェスティバルを開催したところでございます。アートに特化したイベントとしては、なかなかない催しでございます。生徒の皆さんが地域の方々に直接作品や演奏を披露できる貴重な交流の場となりました。

4番目です。第2回取手市民ミュージカル実施報告ということで、ミュージカルを市民交流の場にしたいという意思で、取手市民ミュージカルが令和4年3月5日・6日、取手市民会館で開設されたところでございます。演者や衣装や大道具の裏方として10代から70代の幅広い世代が83人、約8か月をかけてコロナ禍でつくり上げました。2日間で678名の観客の方が御覧になっていただきました。以上でございます。

それでは、これより議事に入ります。

委員の皆様にお知らせいたします。この後、議題となります議案第7号及び議案第8号については、教育委員会事務局職員の人事に関する案件です。議事を非公開とすることを発議したいと思っております。

お諮りいたします。議案第7号及び議案第8号の議事については、地方教育行政

の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、議事を非公開としたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議ございませんので、議案第7号及び議案第8号の議事は非公開といたします。

〔会議室閉鎖〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは、会議室を閉鎖しましたので、これより議事に入ります。

議案第7号、取手市教育委員会事務局職員の人事異動等についてを議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議案第8号、取手市教育委員会への派遣職員についてを議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり決定をいたしました。

非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

〔会議室開鎖〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは、議事のほうを進めます。議案第9号及び議案第10号は欠番となります。

引き続き議案第11号、取手市立学校管理規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を直井学務課長お願いいたします。

○学務課長（直井 徹）

議案第11号、取手市立学校管理規則の一部を改正する規則について、御説明させていただきます。

提案理由としましては、茨城県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正により、新たな職員として主幹教諭及び指導教諭を学校に設置することを明記し、その他整備を行うため本規則の一部を改正するものです。

条文の説明をさせていただきます。御手元の議案書1枚めくっていただいて、1ページを御覧ください。第13条第2項として、学校に主幹教諭及び指導教諭を置くことができるように規定するものです。令和3年第4回茨城県議会定例会において、主幹教諭、指導教諭の設置に伴う関係条例等が改正されたことから、本市においても規則の改正を行うものです。また、学校評議員の設置について定めた第17条の2を改正し、学校運営協議会の対象学校においては、学校評議員を置かないことができるように規定するものです。表の下、様式の改正につきましては、押印等の

見直しによるものです。

続いて議案書2ページ、参考資料を御覧ください。主幹教諭及び指導教諭の職務につきまして、学校教育法を抜粋してお示ししております。主幹教諭は、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行うとされております。

本規則についての説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○教育長（伊藤 哲）**

説明は以上でございます。

質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

櫻井委員。

**○教育委員（櫻井由子）**

御説明ありがとうございます。2点ございます。まず1点目の指導教諭。主幹教員については、何となくというか理解はできるんですが、指導教諭というのは、具体的にはどのようなポジションでどのような形で指導を行うものか、ちょっと御説明いただければと思います。

**○教育長（伊藤 哲）**

直井課長。

**○学務課長（直井 徹）**

指導教諭につきましては、研修体制の構築や若手の指導などを担うということになっております。社会の変化に対応できる人材育成に向け、これまで以上に研修体制の構築や若手の指導力向上を図る必要が出てきたということで、県のほうで条例の改正がございました。

**○教育委員（櫻井由子）**

ありがとうございます。すみません、法令というか行政的には分かるんですけど、具体的には例えば担任の先生の補助という形なのでしょうか。若手の先生がクラス担任とかをしている場合の補助という形なのか。あるいは、その指導教諭の配属を受けた学校は、簡単に言えば、その学校の実情に応じて指導教諭の先生の勤務についていろいろ規定できるものなのでしょうか。1人の先生につくか、あるいは学年につくとか、そういうものなのでしょうか。

**○教育長（伊藤 哲）**

大越課長。

**○指導課長（大越 茂）**

御説明をいたします。まず、指導教諭につきましては、これは学校全体の教員の指導に当たるということですので、特定の者であったり、特定の学級・学年につくものではございません。例えば今、新規採用教員に対しましては、それを専門的に見る者が加配としてついておりますので、指導教諭についてはあくまでも学校全体を見た上で、教員の授業力向上を中心に指導助言を行うとともに、また自らも授業を行う者ということで認識をしております。

**○教育委員（櫻井由子）**

すみません、ありがとうございます。そうすると例えば、小学校に配属された場合は、担任をする場合もあれば、しない場合もあるということですね。中学校でも同じように、授業を行うと今おっしゃいましたが、教科として授業を持つ以外に担

任をすることもあれば、しないこともあるというような形でしょうか。

**○指導課長（大越 茂）**

これは実際に配置を受けての問題になるかと思うんですが、その方が指導的な役割を果たすというところから、授業時数も考慮しなくてはならない。それから、担任を持つことについても、場合によってはその学校の実情に応じて配慮しなければならないかなというふうに考えております。ですので、例えば3学級、4学級あるような学校に配置された場合、そこで授業と指導となるとなかなかうまく回っていかないところもございますので、配置を受けるのは恐らく大きい学校になるかなと思われるのですが、担任とかそういった面でもある程度考慮しないといけないかなというふうに考えております。

**○教育委員（櫻井由子）**

最後ですけど、まだ取手市では配属を受けていないということによろしいのでしょうか。

**○学務課長（直井 徹）**

令和4年度につきましては、まだ教職員の人事が一般に公表されていないので、この場での回答は差し控えさせていただければと思います。

**○教育長（伊藤 哲）**

よろしいですか。そのほかございますか。

石隈委員。

**○教育委員（石隈利紀）**

御説明ありがとうございます。質問と希望なんですけど、確認なんですけど、置くことができるということは、今の教員プラスということによろしいのでしょうか。指名とかじゃなくて加配というか、プラス主幹教諭と指導教諭が余計に学校に来るという理解でよろしいですか。

**○教育長（伊藤 哲）**

大越課長。

**○指導課長（大越 茂）**

まず、主幹教諭のほうでございます。主幹教諭につきましては、これが教務主任とどういうふうにすみ分けていくのかというところがあるかと思っておりますので、これは県全体で限られた人数、来年度は配置になると思うんですが、それを見た上で取手も勉強させていただければというふうに思っています。現時点において、そのプラスで来るのかというところについては、ちょっとまだ把握できないところです。

**○教育委員（石隈利紀）**

分かりました。もう1点、すみません。このタイミングでということで、いい方向だと思うんですが、主幹教諭にしろ、指導教諭にしろ、チーム指導であるとか全員担任制のほうで動いていただくというか、活躍していただけたらいいなと思います。特に指導教諭の場合、若い先生方の教科指導の指導という面が今まで強調されてきたんですけど、生徒指導というか支援のほうでも力を発揮していただければと思います。これは私の希望です。

**○教育長（伊藤 哲）**

これ、国全体の方針で、茨城県がなかなか導入されていなかったんですけど、やはり今までにない部分を補うので、外づけなんですよ。原則論からすると、処遇も違いますから、本来は定数も加算すべきものだと思います。

そのほかございますか。

○教育委員（櫻井由子）

もう1点、すみません。改正の17条の2のほうで、学校評議員のことですが、学校評議員を置く。ただし、学校運営協議会の対象学校にあつてはこの限りではないということで、これは学校評議員というのは、そもそも学校評価の観点で導入された制度と理解しておりますが、学校運営協議会のほうに、その学校評価の機能を持たせるということによろしかったでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

染谷課長。

○生涯学習課長（染谷和之）

お答えします。おっしゃるとおりでございます。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

説明ありがとうございます。新しいことが入ると、なかなか全てのことがそっちに向かつて大変な思いするんですけど、主幹教諭、指導教諭の場合の給与体制みたいなものは、まだ発表はなっていないんですか。給与体制的には変わるんでしょうかね。その辺ちょっとお伺いします。

○教育長（伊藤 哲）

これ、県のほうで既に条例改正しています。これは管理職と同じように、登用試験をやっていますので。処遇改善も含めてのやつです。

○教育委員（小谷野守男）

登用試験やるんですね。

○教育長（伊藤 哲）

やります。給料表が違いますから。今までの校務分掌の中のやり方と違うやり方です。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第12号、取手市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（大手勉志）

それでは、議案第12号について御説明をいたします。こちらにつきましては、令

和2年度より新型コロナウイルスの緊急対応といたしまして、奨学金貸付けを必要とする方への申請機会の拡大と申請要件の緩和という2つの側面から改善を図り、利用しやすい環境を整備してまいりました。具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の収入の減少が見込まれる場合の奨学金の貸付け審査について、通常は前年の所得額を基準に審査するところを、当該年の収入又は収入の見込額のどちらかに基づいて算出するという特例措置を実施してきました。今回、令和4年度についても、本特例措置を引き続き実施するため、取手市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正するものです。

資料の1ページを御覧になってください。左側の欄が改正後になります。奨学金の貸付けの特例につきましては、時限的な特例措置としての対応を想定しております関係で、本則ではなく付則の部分で改正しております。改正部分は、アンダーラインの箇所になります。付則の2の括弧書きの項目部分及び本文の該当箇所について「令和2年度及び令和3年度」という表記を「令和2年度から令和4年度」という文言に改正いたします。また、様式第1号、様式第2号中の押印欄を記載のとおり改め、押印を不要とします。説明は以上となります。

#### ○教育長（伊藤 哲）

説明は以上でございます。

質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

議案第13号、取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を飯山文化芸術課長お願いいたします。

#### ○文化芸術課長（飯山貴与子）

文化芸術課、飯山です。議案第13号について御説明させていただきます。取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について。改正の提案理由は、取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例でロビーのみの使用料を設置したことに伴い、本規則にも大ホールを使用する場合のロビー使用料の免除について明記し、あわせて冷房及び暖房の実施期間について変更するため、本規則の一部を改正するものです。

改正点といたしましては、昨今の気象状況を考慮し、冷暖房の実施期間の変更と、気候により変更可能であることを明記したこと。また、大ホールを利用する場合にはロビー使用を含み、この際ロビー使用料については免除すること。その際の利用料免除につきましては、条例同様、周知期間を考慮し、5月1日からとしております。本規則の一部改正について御審議賜りますようお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上でございます。

質疑，御意見ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。それでは質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結いたします。

これより，議案第 13 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 13 号は，原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって，議案第 13 号は原案のとおり決定いたしました。

議案第 14 号，取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を飯山文化芸術課長お願いいたします。

○文化芸術課長（飯山貴与子）

議案第 14 号について御説明させていただきます。取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について。提案理由は，美術に関する作品等の発表及びその鑑賞並びに文化の交流の場でもあるアートギャラリーの使用料について，学生等の芸術活動を支援するとともに，さらなる文化芸術の振興を図るため，学校や学生の使用料を免除するため，本規則の一部を改正するものです。

主な改正点といたしまして，市内にある取手市立以外の学校の教育事業での利用は 5 割免除，取手市立の学校の教育事業での利用は免除，市内にある学校に在籍する児童生徒が個人やグループでの作品展としての利用は 5 割免除と設定させていただきました。説明は以上となります。本規則の一部改正について御審議賜りますようお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上でございます。

質疑，御意見ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。それでは質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結いたします。

これより議案第 14 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 14 号は，原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって，議案第 14 号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第 15 号，取手市学校司書設置要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を直井学務課長お願いいたします。

**○学務課長（直井 徹）**

議案第 15 号、取手市学校司書設置要綱の一部を改正する要綱について、御説明させていただきます。提案理由としましては、学校司書の勤務時間について、学校図書を選書、購入、装備、登録等で不定期に業務が集中した際など、業務の状況に合わせて1日の勤務時間の調整を図れるようにするため、本要綱の改正を行うものです。

改正内容の御説明をさせていただきます。議案書1枚めくっていただいて、1ページを御覧ください。現行、1日当たりの勤務時間は4時間30分で固定となっております。これを令和4年度は1日あたり4時間の勤務とし、1日につき1時間の時間外勤務手当の予算の確保ができました。司書業務につきましては、図書を購入するための選書の時期ですとか、購入した図書が納品されて装備や登録を行う時期など、業務量が多くなります。業務量が多くない時期は4時間で業務を終了し、業務量が多いときに時間外をまとめて行うなど、各学校で柔軟に勤務時間を調整できるようにするため、要綱の改正を行うものです。

令和4年度は令和3年度に比べ、平均すると1日当たりで30分、年間トータルで1人100時間程度、学校司書の勤務時間が増となります。本要綱についての説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○教育長（伊藤 哲）**

説明は以上でございます。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

よろしいですか。それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第15号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり決定いたしました。

議案第16号、取手市教育委員会押印等の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則について、議案第17号、取手市教育委員会押印等の見直しに伴う関係要綱の整理に関する要綱について、議案第18号、自家用車の公務利用に関する取扱要項の一部を改正する要項について、議案第19号、取手市教育委員会押印等の見直しに伴う関係訓令の整理に関する訓令について、以上4件は類似した内容ですので一括して議題といたします。

本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

**○教育次長兼教育総務課長（大手 勉志）**

それでは、議案第16号から19号につきまして一括して御説明をいたします。こちらにつきましては、取手市教育委員会押印等の見直しに伴い、関係する規則、要綱及び訓令の整理に関する一連の例規になります。

提案理由といたしましては、国が推進する行政手続の簡素化、文書のデジタル化

の一環として、公文書における押印の必要性を全庁的に見直した結果、押印を省略できると判断した教育委員会に係る例規について、押印を求める部分を一括して改正するものです。

参考として、各議案資料の最後には、関係する例規の名称を記載した一覧表がございます。合計で42件の例規が該当いたします。具体的な改正の内容は、各議案の記載のとおりとなりますが、時間の関係で詳細な説明については省略をさせていただきます。説明は以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上でございます。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

とてもいいことだと思います。ぜひ、積極的に推進してもらいたいです。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、議案第16号から議案第19号までを順次採決いたします。

お諮りいたします。議案第16号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり決定いたしました。

続いてお諮りいたします。議案第17号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

続いてお諮りいたします。議案第18号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり決定いたしました。

続いてお諮りいたします。議案第19号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第20号、取手市部活動指導員設置要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を大越指導課長お願いいたします。

○指導課長（大越 茂）

議案第20号、取手市部活動指導員設置要綱についてでございます。提案理由とし

ましては、来年度、令和4年度から、専門的技術の高い外部指導者を任用し、持続可能な部活動の円滑な運営と生徒の競技力向上を目指すため部活動指導員を市内の中学校に配置するものでございます。

次ページを御覧ください。設置要綱になります。この部活動指導員の要件につきましては、第2条を御覧いただきたいと思っております。第2条の(1)から

(5)に示すことにつきましては、県教育委員会のほうで示しております、部活動指導員の配置要綱を参考にさせていただいております。(6)につきましては、次のいずれかに該当する者ということで、ア・イ・ウと3点示しておりますが、これにつきましても県の教育委員会のものを参考にさせていただいているところでございます。

続きまして、任期につきましては単年度ということで、再任は妨げないということになっております。

職務としましては、部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツに関する教育活動である部活動において、校長の監督のもとに、次に掲げる事項を行うものとするということで、スポーツの実技指導。安全及び障害予防に関する知識及び技能についての指導。学校外での活動の引率。年間指導計画及び月間指導計画の作成と補助。次ページに行きまして、事故が発生した場合の初期対応の5点を挙げております。この部活動指導につきましましては、従前の外部指導者と異なる点としまして、この部活動指導員単独でも子どもたちの指導を行うことができる。また、大会等の引率も行うことができるということが大きな違いとなっております。この(1)から(5)の職務につきましましては、今後実施する研修の中でも重点的に研修を行ってまいります。

第6条に、研修のことについて挙げさせていただいております。研修につきましましては、定期的に教育委員会又は校長が指定する研修を受けるものとするということで、(1)から(6)に示された内容の研修を行っております。4月早々に、まず教育委員会のほうで、スポーツ庁の資料などを使いながら部活動指導員としての役割、そして特に子どもたちの指導について、1人の人格をしっかりと認めた上で、勝利至上主義になることなく、自主的、自発的な活動が行われるようにというところを重点的に研修を行ってまいりたいと考えております。御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

#### ○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

小谷野委員。

#### ○教育委員（小谷野守男）

御説明ありがとうございました。せんだってテレビ見ていましたら、今、プロのスポーツ界の指導も大変になってきたと。若手の考え方やこれまでの生き方が、昔やっていたやつとはもう違うから、一方的に叱るなんていうことはもうできないということで、その方法的なものも、もう随分昔とは変わってきたというふうな認識の中で、この内容を取り入れるということは、非常にいいことだと思うんです。特に、教員のほうの勤務時間との関係もありますから、いろいろな意味で協力をいただけるものだと思うんですが、その該当する方を見つけることに関してはなかなか大変なんだろうなと。今後、委員会関係のほうでも非常に大変な思いをされるんだ

ろうと思うんですけどね。ぜひこの辺は積極的に取り入れていただけるような方向で、人数的なものも多少提案がありましたので、そういった意味ではよろしく願いしたいということ。

それから、もう1点なんですけど、これはスポーツ以外の文化部関係のほうの考え方はどうなんだろうかというようなことも、今後ちょっと考えていただけたらなというふうな思いを持っています。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

大越課長。

○指導課長（大越 茂）

では、現在の部活動指導員の確保状況について、まず御説明をさせていただきます。以前、御説明をさせていただきましたとおり、各中学校に2名を上限として配置をしたいというふうに、令和4年度は考えております。まず、各学校に外部指導者として現在従事していただいている方にお声かけを行ったところ、現在7名の方が部活動指導員として来年度活動をしていただけるということで、学校から推薦のほう上がっております。残りの不足の5名につきましては、地域の総合スポーツクラブのほうに現在打診をかけておまして、そこからも何名かの配置が可能ということで御回答をいただいているところですので、12名の枠を確保しておりますので、なるべくそこに近づけて、学校の子どものための指導、先生方の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、文化部のほうの指導につきましては、文化部の部活動指導員ということで、文化庁のほうでその仕組みのほうができております。取手市の文化部の活動を見てみますと、やはり吹奏楽部の活動が中心かなというふうに思われます。吹奏楽部につきましては、音楽科の教員に専門的に吹奏楽を指導していた方が多いというところから、令和4年度の配置は考えなかったところなんですけど、今後、学校のニーズであったり、それからさらにこの文化部のほうへの配置が加速するという状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○教育委員（小谷野守男）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかよろしいですか。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

私も、小谷野委員の続きなんですけど、やはりコーチングにしる、スポーツ指導にしる、かなり世代間で違ってきております。ということも含めて、ぜひ第6条の研修のほうは定期的に留意して行っていただきたいのと、研修の場だけではないんですけど、部活動指導上で何か危険なことの事前というか、いわゆるヒヤリ・ハットというか、そういうのが起こったという事例は教育委員会でもきちんと把握して、大きな事故にならないようにという工夫をしていければいいかなと思います。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。

猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございます。今のところ7名の方が確保できたということで、

これはスポーツ部でばらばらというか、偏りなく、それぞれに7名の方がそろっているのでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

大越課長。

○指導課長（大越 茂）

今、学校のほうから報告を受けているものと、7名中3名の方が武道に関する部活動です。具体的には、柔道、剣道というところで推薦のほうが挙がっております。あとは野球、バレーボール、バトミントン、ソフトテニスというところで各1名ずつ上がっているところでございます。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第20号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第21号、取手市学校教育指導員設置要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を大越指導課長お願いいたします。

○指導課長（大越 茂）

議案第21号、取手市学校教育指導員設置要綱について、御説明をさせていただきます。提案理由につきましては、取手市立学校における教育の充実及び教職員の支援を図るため、教職員に技術的な指導及び助言を行う学校教育指導員の任用等に必要な事項を定めるものでございます。

次ページに要綱のほうがございますので御覧ください。まず、任命でございます。第2条の学校教育指導員は、学校教育に関して相当の知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が任命し、教育委員会指導課に置くものとしております。職務としましては、（1）教育活動及び学校教育に関すること。（2）市立学校の管理運営の向上に関すること。（3）特別支援教育及び就学支援に関すること。（4）前3号に掲げるもののほか、教育委員会が学校教育に関して必要と認めること。これらの事項につきましては、技術的な指導及び助言を行うものでございます。

この学校教育指導員の定数とか人数につきましては、現在定めておりません。今、学校のほうを抱える課題等もより複雑化してきている。そして若手教員も増加傾向にあるというところから、教育委員会指導課のほうに配置をし、事務的な業務だけではなく、実際に学校に入っただいて、指導主事と同様に指導助言を行うものを来年度より雇用したいと考えております。御審議をどうぞよろしくお願い

たします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

質疑，御意見ございましたらお願いいたします。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

御説明ありがとうございました。学校教育指導員という新たな名称が出てきて、いろいろな名称があるなと思ってね。なかなか覚えるのが大変です。この中で、学校教育指導員さんに該当される方の、何だろう、教員の免許が必要だろうと思いますけど、そういった要項みたいなものも別にあるんでしょうかね。その辺まず1点お願いします。

○教育長（伊藤 哲）

大越課長。

○指導課長（大越 茂）

現在、要項のほうは定めていないところなんですけど、ここの具体的なイメージとしましては、県内、県外を問わずなんですけれども、学校教育に実際に従事したことがあって、管理職までを経験された方を、この学校教育指導員としてお招きする予定で考えております。

○教育委員（小谷野守男）

ごめんなさい、もう1つお願いします。とりあえず、4年度からというお話をしていたんですが、採用人数的にはどの程度を予定しているんでしょうか。もし教えていただけるようでしたらお願いします。

○指導課長（大越 茂）

令和4年度につきましては、まず1名配置の予算を確保、獲得しております。具体的には、来年度につきましては特別支援教育及び就学支援に関するところの分野におきまして、お1人、学校教育指導員を雇用したいと考えております。

○教育委員（小谷野守男）

ありがとうございました。なかなかこれ大変な仕事になってくるだろうと思いますので、ぜひこの方にも頑張っていただきたいと思いますが、ぜひ健康管理等も含めて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第21号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第22号、取手市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付要綱につ

いてを議題といたします。

本件についての説明を香取子ども青少年課長お願いいたします。

**○子ども青少年課長（香取美弥）**

香取です。よろしくお願いいたします。議案第 22 号、取手市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金交付要綱の制定について、御説明をさせていただきます。本件は、国の令和 3 年度の補正予算により創設されました、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業に伴いまして、放課後子どもクラブに勤務する職員の処遇改善として、賃金改善を行う民間事業者へ補助金を交付するため、本要綱を制定するものです。

今後制定することになりますが、実際には遡及して 2 月 1 日からの適用で、8 か月、令和 3 年 2 月から令和 4 年 9 月までの 8 か月の補助金の要綱となります。以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○教育長（伊藤 哲）**

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、議案第 22 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 22 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

御異議なしと認めます。よって、議案第 22 号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第 23 号、取手市奨学基金条例施行規則を廃止する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

**○教育次長兼教育総務課長（大手勉志）**

それでは、議案第 23 号について御説明いたします。先ほど議案第 12 号で、奨学金の貸付け制度について御説明いたしました。こちらは、平成 4 年より開始した制度になります。実はそれ以前、取手市では、高校生を対象とした給付型の奨学金事業というものがございました。この事業は、国による公立高等学校の授業料無償制度及び私立高等学校等の就学支援金制度が実施されたことに伴い、平成 22 年度から新たな奨学金の給付を停止しておりましたが、国による支援がさらに拡充し、市として今後も奨学金給付事業の募集を再開する予定がないことから、本規則を廃止するものです。

それでは、本規則の概要と提案に至るまでの経緯を簡単に御説明いたします。本規則は、経済的な理由により就学が困難な高校生を対象に、奨学資金の給付を行い、有為な人材を養成することを目的として、取手市奨学基金条例とあわせて昭和 46 年 4 月に施行されました。給付する期間と金額は、学校の正規の修業期間中、県立高等学校の授業料に相当する月額 9,900 円、年額 11 万 8,800 円を給付しております。

した。こうした中、平成22年になり、国の制度として公立高校の授業料無償化と、私立高校の就学支援金制度が実施される動きが出てまいりました。この動きを受けて、平成22年2月の教育委員会定例会において、市の奨学金給付事業の今後の方向性について、御協議をいただきました。その結果、国の制度が成立した場合は、市の奨学金給付については、所期の目的が達成されるため廃止するとの結論に至りました。

その後、国の制度が平成22年4月から実施されたことを受け、市の奨学金給付は、新規募集を一時停止し、現在に至っております。さらに、平成26年度になりますと、国における高等学校等就学支援金制度が改正されるとともに、低所得世帯への支援も始まりました。また、令和2年4月からは、私立高校の授業料についても実質無償化がスタートするなど、制度の拡充がかなり進んでいる状況です。以上の経過により、現時点において高校生に対する奨学金給付事業の環境の成熟が見られることから、現在一時停止しております取手市における給付金事業に係る本規則の廃止について、決断するに至りました。

今回は、規則の廃止について提案する議案となりますが、今後の事務手続としまして、本規則の上位にある取手市奨学基金条例の廃止と、及び、これにひもづく奨学基金積立金の残金が約1,300万円ございます。こちらを清算する必要がございます。こちらにつきましては、準備が整い次第、新たな議案として後日改めて提案をさせていただきます。説明は以上となります。

**○教育長（伊藤 哲）**

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

議案第23号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

御異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第24号、取手市生徒指導相談員設置要綱を廃止する要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を松戸教育総合支援センター長お願いいたします。

**○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）**

松戸でございます。よろしくお願いいたします。議案第24号、取手市生徒指導相談員設置要綱を廃止する要綱についてでございます。提案理由です。取手市生徒指導相談員設置要綱につきましては、生徒指導を行う相談員が必要であり、平成25年4月1日に施行されました。当時1名の任用がございました。それ以降、その必要がなかったため任用をしておりませんでした。よって、本要綱を廃止するものでございます。

資料の2ページを御覧ください。参考資料として設置要綱のほうを添付しており

ます。こういった形で当時、平成 25 年には、こういう職員を任用しておりました。御審議をよろしくお願いいたします。以上です。

**○教育長（伊藤 哲）**

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

臨時的な職としてあったものです。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

それでは質疑、御意見なしと認めます。これで質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第 24 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 24 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

御異議なしと認めます。よって、議案第 24 号は原案のとおり決定いたしました。

議案第 25 号、取手市立公民館長の任命について、議案第 26 号、取手市公民館運営審議会委員の委嘱について、議案第 27 号、取手市文化財保護審議会委員の委嘱について、議案第 28 号、取手市スポーツ推進委員の委嘱について、議案第 29 号、取手市立体育施設運営委員会委員の委嘱について、議案第 30 号、取手市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について、以上 6 件は任命・委嘱の内容のため一括として議題といたします。

本件について、議案番号順に続けて説明を求めます。まず染谷生涯学習課長、次に豊島スポーツ振興課長、次に松戸教育総合支援センター長お願いいたします。

**○生涯学習課長（染谷和之）**

生涯学習課、染谷です。議案第 25 号、取手市立公民館長の任命についてございまして。提案理由は、社会教育法第 28 条に基づき、取手市立公民館長を教育委員会が任命するものでございます。

ページをめくっていただきまして、1 ページに 4 館の館長の案がございまして。現時点で、地元地区の市政協力員から推薦を受けました館長について任命するものでございます。なお、その他の館につきましては、職員又は再任用職員が担当しますので、4 月の定例会議でまた御報告させていただきます。表にありますように、武笠征男氏を六郷公民館に、石坂叡志氏を相馬公民館に、大久保努氏を久賀公民館の館長に再任するものでございます。また、高須公民館には、新任館長として江澤敦広氏を任命するものでございます。

根拠法令になります社会教育法第 27 条に館長の設置の義務及び 28 条には館長は当該市町村の教育委員会が任命するという部分になります。業務につきましては、条例第 2 条第 3 項にあるとおりでございます。

続きまして、議案第 26 号、取手市公民館運営審議会委員の委嘱でございまして。提案理由につきましては、取手市公民館運営審議会委員の 2 年間の任期満了に伴いまして、8 名の委員を委嘱するものでございます。

ページをめくっていただき、1 番の長塚恵子さんから 7 番の松永宏子さんまでは 2 年間の再任をお願いするものです。また、新任といたしまして、8 番目の取手市文化連盟理事であります伊藤 章氏をお願いするものでございます。なお、伊藤氏

につきましては、今も実際に公民館を利用いただいている方になります。

続きまして、議案第27号、取手市文化財保護審議会委員の委嘱についてを御説明いたします。文化財保護審議会につきましては、文化財の保存及び活用に関する重要事項につきまして調査、審議をするため、取手市文化財保護審議会条例に基づき設置してございます。文化財保護審議会の委員の任期が令和4年3月31日をもって満了となるため、次のページの8名の方を今回委嘱するものです。文化財保護審議会条例第4条により、委員は文化財に関して優れた識見を有する者を委嘱することになってございますので、この8名の方は全て学識経験者の方となります。今回、委嘱を予定しております8名の方が前回からの継続の委嘱となります。説明は以上でございます。

#### ○スポーツ振興課長（豊島 寿）

続きまして、議案第28号、取手市スポーツ推進委員の委嘱について御説明させていただきます。提案理由は、取手市スポーツ推進委員の任期が令和4年3月31日をもって任期満了となることから、別紙のとおり委嘱するものでございます。任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となります。

スポーツ推進委員は、資料2ページにございますように、国のスポーツ基本法に定められておりました、市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツ実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとして定められております。

資料1ページの名簿に戻りまして、今回は再任の方が13名、新規の方が6名となっております。なお、新規の方につきましては、14番の宮崎氏、15番、高嶋氏、16番、横山氏、この3名が市内の総合型地域スポーツクラブからの推薦、そして17番、鈴木氏、18番、倉持氏、19番、田村氏がスポーツ推進委員からの推薦を受け、委嘱させていただくものでございます。全員、スポーツの各分野において知識、経験、能力をお持ちの方々となっております。

続きまして議案第29号、取手市体育施設運営委員会委員の委嘱について、御説明させていただきます。提案理由は、取手市体育施設運営委員の任期が令和4年3月31日をもって任期満了となることから、別紙のとおり委嘱するものでございます。任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となります。

資料2ページにございますように、取手市体育施設運営委員は、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例におきまして、体育施設の管理運営に関する指導及び助言、施設の有効利用に関する提言、スポーツレクリエーションの振興のための指導並びに助言を行うと定められております。

資料1ページの名簿に戻りまして、今回は再任の方が5名、新規の方が3名となっております。なお、新規の方につきましては、選出区分の施設の利用者代表及び指導員、ここから安達氏と、山本氏の2名、学識経験者から社会教育委員の星野氏に対し委員を委嘱するものでございます。説明は以上となります。

#### ○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

続きまして議案第30号、取手市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について、御提案いたします。取手市いじめ問題専門委員会の委員の任期が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、別紙のとおり5名の方を委嘱させていただきます。

初めに、資料8ページ、取手市みんなでいじめをなくすための条例について御説

明させていただきます。8ページの第19条には、取手市いじめ問題専門委員会の内容が記載されております。教育委員会は、法第14条第3項の規定により、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、取手市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置すると記載されております。9ページの4項には、委員を次に掲げるもののうちから、教育委員会が委嘱するというので、(1)から(4)について明記されております。なお、委員の任期は2年となっております。

資料を戻らせていただきます。御手元の資料1ページに、令和4年4月1日からの2年間の任期として、新たに5名の方々の名簿を記載させていただきました。1番、坂田 仰様、職業はこちら書かれているとおりになります。なお、推薦団体につきましては、日本スクールコンプライアンス学会から御推薦いただきました。2番、川 義郎様、推薦団体は東京弁護士会から推薦いただいております。3番、有馬 慧様、茨城県弁護士会から推薦をいただきました。4番、杉江 征様、茨城県公認心理師協会から御推薦。5番、正保春彦様、同じく茨城県公認心理師協会から御推薦をいただきました。以上5名について委嘱をさせていただきます。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、議案第25号から議案第30号までを順次採決いたします。

お諮りいたします。議案第25号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり決定いたしました。

続いてお諮りいたします。議案第26号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり決定いたしました。

続いてお諮りいたします。議案第27号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり決定いたしました。

続いてお諮りいたします。議案第28号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり決定いたしました。

続いてお諮りいたします。議案第 29 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 29 号は原案のとおり決定いたしました。続いてお諮りいたします。議案第 30 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第 30 号は原案のとおり決定いたしました。続いて報告 3，寄附の受け入れについてを議題といたします。本件についての報告を直井学務課長お願いいたします。

○学務課長（直井 徹）

報告 3，寄附の受け入れについて御報告させていただきます。令和 4 年度の新入学児童に対しての寄附の状況でございますが、別紙一覧表のとおり、「かけこみ 110 番」のクリアファイル，ランドセルカバー，防犯笛，交通安全帽子，防犯ブザー，黄色いワッペン，「いかのおすし」キャラクター文具セット，以上 7 点の寄附をいただいております。今回，御寄附をいただきましたものは，各学校を通じて新入学児童に配付いたします。なお，令和 4 年度の新入学児童は，現在のところ 650 名を予定しております。この件につきましての報告は以上です。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。質疑，御意見ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑，御意見なしと認めます。これにて報告 3 の質疑，御意見を終結いたします。

以上で報告 3 の議事を終わります。

報告 4，令和 3 年度取手市教育支援委員会審議者数についてを議題といたします。

本件についての報告を大越指導課長お願いいたします。

○指導課長（大越 茂）

報告 4，令和 3 年度取手市教育支援委員会審議者数についてでございます。2 枚目を御覧ください。今年度の審議者数でございます。（1）新学齢児並びに在学児童生徒審議者数です。新学齢児については 47 名，在学児童については 46 名，在学生徒 10 名，計 103 名の審議を行っております。小学校 6 年生の中学校進学に係る再審議が 70 名，これらを足して 173 名の審議を行ったところでございます。その審議内訳につきましては，2 番にお示しをしているところでございます。

この教育支援委員会につきましては，年 3 回開いているところなんです，審議者の数が昨年よりは減少しているものの，多いなというふうに思っております。この教育支援委員会の際に，そこで全ての審議を行うというのは，本当に機械的になってしまっているというところが正直ございまして，そこを改善をするため，先ほ

どの学校教育指導員のほうが学校現場に入り込んで、子どもたちの様子，それから先生方の支援の様子を見て，そこに適切な指導助言を行い，それを教育支援委員会のほうにつなげていくというようなつくりに来年度以降は変えていきたいと考えております。以上，どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

質疑，御意見ございましたらお願ひいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。こちらの審議内訳を拝見させていただいて，1つ，審議内訳の（2）小学校6年生の中学校進学に係る再審議者数と，あと（1）の中学校での在籍生徒，これは支援学級の在籍者数と考えてよろしいのでしょうか。それとも，これは審議ということでしょうか。ここのつながりが，6年生から中学校に上がるときに人数が多いのに，合計49人になっているのに，中学校に入ると何か人数が少なくなっていて，ここはどのようなつながりになるのかなど，ちょっと疑問に思いましたので御説明いただきたいと思ひます。

○教育長（伊藤 哲）

大越課長。

○指導課長（大越 茂）

では，まず資料の1番の（2）のところ，小学校6年生の中学校進学に係る再審議者数が70名というふうになっております。櫻井委員のほうから今，御指摘いただいたのが次ページの（2）小学校6年生の中学校進学に係る再審議者数のところかと思うのですが，そのところでは49名のお子さんが引き続き支援学級在籍ということで，知的障害のあるお子さんのほうで19名のお子さんが支援学級で，1名が通常学級という形で読んでいただければと思ひております。そして21名のところにつきましては，小学校での生活，学習の様子から解除してもよいだろうというところで，そこで障害の解除となったのが21名ということがございます。ですので，実際に，当初70名全員が支援学級にいたというわけではございません。審議は，例えば自閉，情緒の審議を受けていたとしても，通常学級にこれまでも在籍したお子さんもいますので。以上でございます。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。では，そのような学校側からの，通常学級での生活で問題ないというのを受けまして，中学校でこの支援学級の在籍生徒の数が減っているというか，小学校6年生から中学校に上がるときに支援学級の在籍の数が減るといふ形でよろしいのでしょうか。

○指導課長（大越 茂）

この教育審議会のほうの資料の中身としましては，やはり学校の意見と，それから保護者の御意向というところが記されております。それらを加味した上で医師等の助言等を受けながら，審議のほうを行っているところでございます。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

石隈委員。

**○教育委員（石隈利紀）**

御説明ありがとうございました。先日テレビ等でも報道ありましたが、日本語が母語でないというか、話せない子どもの中に、特別支援のほうで教育を受ける率が日本語を母語するよりも高いという報道がありましたけど、取手市の場合には日本語を母語としない、いわば日本語教育が必要な生徒たちで、特別支援の中でのかわりというのはありますでしょうか。

**○教育長（伊藤 哲）**

大越課長。

**○指導課長（大越 茂）**

今年度についてはその報告はなかったのですが、来年度、1名のお子さんが日本語を母語としないお子さんで、やはり支援を要するお子さんということで、来年度対応する案件がございます。

**○教育委員（石隈利紀）**

それは知的障害。

**○指導課長（大越 茂）**

自閉、情緒だったかと思います。

**○教育委員（石隈利紀）**

これはもう特別支援委員会のほうの専門性にかかわりますけど、多文化、異文化の子どもたちの発達、それが発達の問題なのか、文化の問題なのか、家庭の状況なのか、本当に難しいところがあって、これから増えてくると思いますので、ぜひその辺の専門性の担保をお願いしたいと思います。

**○教育長（伊藤 哲）**

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告4の質疑、御意見を終結といたします。

以上で報告4の議事を終わります。

続いて報告5、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いいたします。

**○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）**

報告5、いじめ防止策の取組状況に関する報告について、御報告いたします。御手元の資料1ページを御覧ください。1、教育相談主任研修会（書面開催）について御報告いたします。当初、教育総合支援センターにおいて、対面式の研修を行う予定でした。内容といたしましては、情報共有シートを教育相談主任がグループ分けをした中で、1年間の実績を知識としながら、情報共有シートを作成していくという研修を考えておりましたが、このコロナ感染拡大に対する対応といたしまして、本研修を書面開催といたしました。具体的な書面開催の内容ですが、各学校が現在使っている情報共有シートを、教育総合支援センターが一括して集約すると。それを冊子にして、各学校に配信して、4月以降の教育相談部会に生かしていただくといったところで準備を今進めているところです。なお、令和4年度につきましては、教育相談主任研修会において、この情報共有シートの様式の作成に取りかか

っていきたいと考えております。

続いて2,「STOPit (ストップイット)」から「STANDBY (スタンバイ)」へのアプリ更新に伴う取組状況について、御報告いたします。現在、2月末から3月中に、中学校現1・2年生を対象に、このSOSの出し方に関する出前授業をオンラインで実施いたしました。この研修の終末において、タブレットにこのSTANDBYのアプリを使い方、更新等、子どもたちに講習を行った後、実際にこのアプリを使うというような授業を行いました。御手元の資料になりますが、まず4ページで、このSTANDBYの背景と込めた思いというものを、中学校の1・2年生に対して事業者が説明をしました。

当日のSOSの出し方に関する研修ですが、概要としては、御手元の資料6ページ、こういった形で1人で抱え込まない、又は何かあったときには報告、連絡、相談という形でしていこうというような内容のものです。なお、いじめだけに限らず、様々な内容について、このアプリを使うことが有効であるといったところもつけ加えられました。全ての対象生徒においてこの教育は進んだところでございます。新1年生につきましては、令和4年4月1日以降、順次実施していく予定となっております。以上、報告を終わります。

#### ○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

石隈委員。

#### ○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございます。SOSの出し方の出前授業というのは、本当、とても大事なので、引き続きしていただきたいと思うんですけど、中学生を対象とした援助を求めるかどうかという調査で、援助を求めることにプラスの影響を与えているのは、援助を求めて問題解決したと、できた。要するに、誰かに相談したら、うまくいったというか、人は相談しても当てになるというか、相談して問題解決したということが大きな要素なので、今のチーム指導や全員担任制の中で、小さなことでも、先生方に相談して、状況がすごくよくなったという経験を積み重ねることが、実はSOSを出してみようという気持ちになるのだと思いますので、従来からの、その相談に乗って対応できると。子どもたちは、この人に相談してうまくいくだろうかと、当てになるだろうかとこののを厳しく見ていると思いますので、その辺が大事にできればいいなと思っています。

#### ○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。櫻井委員。

#### ○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。今の石隈委員の意見と同様のことなんですけれど、このSOSの出し方というのは私も民生委員として、地域の皆さんのいろいろな御相談に乗っているんですが、大概手後れになってから、あるいは対応するのが難しくなってから御相談される方が多くて、もっと早めにSOSを出してくれれば幾らでもできることがあったのと思うことが多々あります。子どもたちだけではなくて、今、大人からそれこそ高齢の方まで、自分が困っているということを人に発信できない、発信できる人がとても少ないなと思っています。こういったことも小学校、中学校のうちから、ちょっとでも困ったことがあったら人を頼っていいんだ

よ、誰か相談できる人を見つけて相談していいんだよということを教えていただければ、この後大きくなって成長して大人になってから、高齢になってから、これからの人生にすごく役立つことだと思いますので、子どもたちの悩みということではなくて、人生に必要なスキルだということでSOSの出し方を続けていただきたいなと思います。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告5の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告5の議事を終わります。

続いて協議2，学校運営協議会及び地域学校協働活動推進員の設置についてを議題といたします。

本件についての説明を染谷生涯学習課長お願いいたします。

○生涯学習課長（染谷和之）

よろしく申し上げます。取手市立学校運営協議会規則について、御説明いたします。内容については、規則に沿って御説明してまいります。

第1条で、学校運営協議会を設置するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学校運営協議会の設置及び運営に関して必要な事項を定めるものです。また、教育委員会規則で定めることを規定するものです。

第2条の目的ですが、協議会は、教育委員会及び校長の権限のもと、保護者、地域住民等の学校運営への支援及び協力を促進するとともに、学校運営の改善や児童生徒の健全育成を図るため、対象学校の運営及びそれに必要な支援に関して取り組むことを目的としております。

第3条の協議会の設置ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、原則として学校ごとに設置いたします。また、法律第47条の5第1項のただし書の規定に基づき、必要に応じて2校以上の学校について1つの運営協議会を置くことができるということを規定するものです。

続きまして第4条の委員でございますが、学校長が、学校とともに協働していただける委員として（1）から（7）に挙げる委員を選定しまして、教育委員会が任命いたします。なお、委員の定数は、学校の規模も異なることを考慮し、定数の上限を20名と規定するものです。

続きまして第5条、任期ですが、1年以内として、再任は妨げないとしております。

第6条、会長及び副会長についてです。会長は、校長が指名し、副会長は会長が指名します。会長は、会務を総理するとともに、会長が事故又は欠けたときには副会長が職務代理をすることを規定しております。

第7条、服務規定、第8条の守秘義務については、学校運営協議会委員が地方公務員法第3条第3項第3号の規定による非常勤の特別職になります。非常勤の特別職員は、地方公務員法の適用を受けないため、守秘義務を負いません。委員は、その職務上、児童生徒の個人情報と多くの情報を知ることとなり、知り得た情報を漏らすことは学校運営協議会の信用を著しく損ない、目標達成を阻害する要因となり

ます。そのため、規則第8条の規定により、委員は守秘義務が課せられております。

第9条、事務でございます。地方教育行政法には、主な学校運営協議会の機能として、主に3点が挙げられております。まず、学校運営の基本方針を承認する。次に、学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べることができる。3つ目として、教職員の任用に関して教育委員会で定める事項について意見を述べるができるとなっております。具体的には、学校運営や、それに必要な支援に関する内容や、学校が抱えている課題、問題の解決に向けて話し合います。この9条では、協議会の役割として、学校運営に関する基本的な方針の承認について定めております。学校の経営計画に関する事項については、当該対象学校の基本方針を承認する内容を定め、こちらは必ず協議会で行われなければならない事項となっております。

続きまして、第10条の学校運営等への意見の申出については、協議会が、学校の運営に関し教育委員会や校長に意見を述べる場合の規定です。職員の任用に関する意見については、学校運営の基本的な方針の実現に資するための職員の任用と、教育上の課題解決に資するための職員の任用に関して意見を述べるものとし、特定の職員の任用に関することは除かれます。

第11条、学校運営に関する評価です。学校運営に関する評価については、年度ごとに学校運営の状況等について評価を行うものと規定しております。学校教育の充実、発展のためには、第三者による学校評価は必要だと捉えております。学校運営協議会は、教育委員会規則によって設置と運営がなされますが、この規則には毎年1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとするという項目を設定しており、学校運営協議会に評価機能を持たせるということを明確化しております。

第13条、会議の招集、会議の成立要件、会議の議決条件等を規定しております。

最後に、17条では、この規則に定めるほか協議会の運営に必要な事項は、教育委員会が別に定めるということを規定しております。以上で説明を終わります。

## ○教育長（伊藤 哲）

要綱を。

## ○生涯学習課長（染谷和之）

失礼しました。続きまして、取手市地域学校協働活動推進員設置要綱についてでございます。学校と地域の人々が一体として目標を共有し、役割分担を進めながら取り組むにふさわしい組織的な体制を構築していく必要があります。学校と地域をつなぐ役割を担うコーディネーターの機能が重要と考えております。コミュニティ・スクールとしての取組をスタートさせるとともに、地域学校協働活動推進員を配置します。学校と地域の橋渡しが主な役割となります。具体的な活動としては、地域や学校の実情に応じた活動の企画や地域との連絡調整などを行います。

第1条につきましては、取手市地域学校協働活動推進員の委嘱に関し必要な事項について、教育委員会要綱で定めることを規定しております。

第2条の設置及び定数についてですが、学校運営協議会の対象学校の通学区域ごとに当該対象学校の状況に応じて推進員を置くこととします。また、取手市児童生徒就学に関する規則で、学齢児童又は小学校就学予定者の保護者の希望に応じて指定学校以外の特色のある教育活動を行う小規模な小学校への就学にかかる指定校の

変更を許可していることから、この第2条第2項では、小規模特認校の場合、当該対象学校の通学区域外を担当する推進員を置くことができると規定しております。

第3条の任命についてです。社会教育法第9条の7に、教育委員会は地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができるという規定されております。校長の推薦により、教育委員会で任命いたします。

続きまして、第4条の職務です。地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して地域住民と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行います。具体的には第4条の(1)から(6)に挙げた職務内容となります。

第5条で、任期は1年とし、こちらも再任は妨げないとしています。

また、活動の状況の管理については、推進員は毎月、地域学校協働活動記録簿を記載し、教育委員会に定期報告するものとしたします。

また第10条で、推進員に関する庶務は、生涯学習課で行います。

以上、説明を終わります。

#### ○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

今回は協議ということで、今まで規則と要綱を説明していただきましたけれども、全体的な枠組みの中とか、実際どうなのかなということも含めて御意見をまずは伺っていかうかなと思いますので、どの部分のこのところはどうなのかなということも含めてですけど、フリートキングな形で、少しやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

小谷野委員。

#### ○教育委員（小谷野守男）

御説明ありがとうございました。提案をいただいて、会則関係とか推進員関係の設置要綱とかの話の中で、協議会の委員さんは20名以内ぐらいだという人数的な決まりがあって、多分その協議委員さんはある程度地域住民の方々が、協力していただく方々をつないでいく、それとプラス自分も協力していくというふうな、その活動者が推進員に当たるのかなという感覚なんですけど、そんなとらえ方でいいのかなということ。

それから、その方々は学校区、通学区域ごとというふうな表現があるんですけど、この通学区域ごとというその意味合いがどの辺を指しているのか。例えば、取手市全体で見ると、取手は小文間もあったり戸頭もあったりというふうな範囲があるじゃないですか。そうすると、小文間で1人、戸頭で1人というふうな、そういった意味合いなのか。それとも、もっと狭いところを言っているのか。その辺がもう少し詳しく分かるといいなというふうに思うんですけど、よろしく願いします。

#### ○教育長（伊藤 哲）

塚本補佐。

#### ○生涯学習課課長補佐（塚本豊康）

生涯学習課、塚本です。御質問にお答えいたします。まず、学校運営協議会の委

員につきましては、学校ごとに地域の学校運営を手伝っていただけるような地域の方をお願いしようと思っています。また、地域学校協働活動推進員につきましては、委員おっしゃっていただいたとおり、地域とその委員の方々を結ぶような役割になるんですが、現行、予算上とかの措置のほうで申し上げますと、会計年度任用職員で考えてございます。今現行の案ですと、ひとまず山王小学校のほうに1名の方を、この協議会を運営するための事務局というか、コーディネートするための人員として1名置くような形をひとまず考えてございますので、先ほどおっしゃっていただいた地区ごとにたくさんという形ではないんですが、先進地の牛久なんかでは、各協議会ごとに4名ほど推進員を選んでいただいて、その方がもともとPTAのOBの方とかだったりとかして、広報の仕事なんかやっていた方は広報紙つくったりとか、あと地域とのお母さん方の知り合いが多いですよということであれば、その声かけをしたりとか、そういったような業務をお願いしているようです。今回、山王のほうで最初の取組ですので、その例に倣った形で、まずは1名の方、予算上確保させていただいて、活動させていただけたらと考えてございます。

**○教育委員（小谷野守男）**

ありがとうございます。そうか、ぼやっと分かってきました。

**○教育長（伊藤 哲）**

やりとりする中で、こういったイメージって物すごく大事なので。その中で規定を変えていくのも当然できますので、そういう形で教育委員さんとやりとりできればと思います。

猪瀬委員。

**○教育委員（猪瀬哲哉）**

まずは、令和4年度から山王小からスタートということで、ほかの小中学校はひとまずは、今までのような評議員会という形で活動しながら、徐々に山王小学校の取組を見て、各学校ごと足並みをそろえて同時スタートというか、それぞれの学校の考え方で進んでいくような形なんですか。

**○生涯学習課課長補佐（塚本豊康）**

お答えいたします。先ほど勉強会の中でもございましたが、ひとまずは山王小学校のほうでパイロット事業としてやらせていただこうと考えています。その状況を見極めまして、全校にですとか、あと数を増やしていくというのを考えていこうと考えております。

**○教育委員（猪瀬哲哉）**

そういう話も、各小学校の評議員の中でまた説明があったりとか、そういう形で徐々に皆さんに説明、そういうあたりから説明していくような——いきなりこういうのが始まりました、あなたお願いしますという説明があったりとかよりも、評議員会から広げてというか、そういう説明の仕方も——応募するときには何か分からないまま入る方も多いのかなと思ひまして。

**○教育長（伊藤 哲）**

まずは、この協議会とか推進員というのは、先行事例はあるんですけど、やっぱりばらばらなところが結構あるんです。まず山王小でやってみて、どういうことが可能かなということをやってみてなんです。じゃないと、ほかの地域には説明ができない。まず形をつくってということなんです。だから、さっき小谷野先生もおっしゃった、どんなイメージかという。だからまず、山王小学校でイメージも含め

て、では実際何をやるのかな、イメージはこんなですよという提示をして、実働という形では考えているんですけど。

ざっくり言って協議会は仕組みなので、要するに推進員は今までのイメージと違うのは、学校評議員というのは学校にただ単発的に来てもらって意見を言うなんですけれども、協議会というのはその実働、地域の人にも入ってもらいたいということなんです。でも、つなぎ役がいなくちゃいけないので、具体的には推進員がやると。要するに、学校ベースで話を進めるんじゃないで、事務局の運営みたいなものやってくれる人がいて、協議会とか地域を動かしますよって感覚なんですよね。というふうに持っていきたいと思うんです。だから、それに即したような規定にしたいというふうにイメージとしてあるんです。

一番違うのは、学校主体でやらないように、要するに小規模校なのでスタッフが限られているわけなんです。それで協議会を動かしたりとか、推進員をお願いしたりすると、それ自体が物理的に負担が重負担になっちゃうので、そしてやろうとすること自体も当然制約がかかってしまいますよね。少なくともそこに推進員が入れば、違うんじゃないかなという。当然、人が集まってくるので、それぞれの方がイメージを持って、では何をやるのかから始めなくちゃいけないわけなので、そのイメージなんですよね。

#### ○教育委員（小谷野守男）

教育長さんの報告の中で、山王小学校における小規模特認校に関する事業報告会の実施という中で、黒ポチの3つ目かな、地域連携の手法と指針づくりの見直しというような内容が入っていたかと思うんですけど、その辺が結局コミュニティ・スクールへ移行していくような方向性なのかなというふうには伺ったんですよね。だから、この辺をリードする人って結構大変だろうなと思うんですよね。だから、こういう全体に広げるというよりも、先ほど言われた山王小で一例つくるという状況がまずは大きな事業なんだなというふうには感じましたのでね。本当に大変だと思いますけど、協力できる場所は何とかやっていきたいなと思います。

#### ○教育長（伊藤 哲）

大越課長。

#### ○指導課長（大越 茂）

これ、私がこれまで経験したところなんですけども、コミュニティ・スクールというシステムがなくても、例えば各学校でスクールサポーターとか、人材バンクとか、呼び方は異なっているんですけども、現在も活動されている学校があるかと思えます。例えば、小学校に1年生が入学してきた際、生活科の授業の中で地域探検、その際に子どもたちの安全を確保するために、教員だけではなく、その見守りなんかをやります。それから、小学校高学年でミシンの学習が家庭科で入ってきます。そうすると子どもたち、教員1人では十分指導できないところがあるので、お母さん方にお手伝いをいただくという学校もあるかと思えます。そういったものについては、今、学校から声をかけさせていただいて、人を集めてという形で御協力をいただいているところなんですけど、やはりそのところで、もう学校が動かずとも学校からお願いしたいんだって一声かければ、保護者の方なり地域の方で御協力いただけるようなものをきちんとシステム化することで、やはり子どもたちの教育内容も充実してくると思いますし、学校のほうでも教職員の働き方とかも改善され、地域と学校のつながりというのが増えてくるかなと思っております。ですの

で、山王小のほうでまずは試験的に導入をしていくんですが、今、各学校のほうでやられている PTA 活動の中でもう十分対応できることかとは思いますが、その建前として、こういうふうになっていますよということが、やっぱり今つくっていく段階かなということで山王小からやらせていただければと思っております。

○教育長（伊藤 哲）

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。今、大越課長のほうからもお話がありましたが、今現在、取手市でも各学校ごとに地域の方を学校に入れての活動というのが、とても活動されているところが多いです。今、大越課長もありましたように、授業の中のお手伝いであるとか、あるいは奉仕作業であるとかは、猪瀬委員なんかもされていることだと思いますが、今回、私が学んできたことでは、今までのやり方というのは、授業に対する地域の方のお手伝いであるとか助言、助力であるというのは学社連携という形で、さらにコミュニティ・スクールにしていくのは学社連携ではなくて学社融合、学校と社会の融合を目指すということがコミュニティ・スクールの理念だということを知りました。その意味でも、教育委員会の中でも学務課、指導課のほうではなくて、生涯学習課のほうでこちらを担当されるものと理解しております。

先ほど大越課長の話もありましたが、実際にその学社融合の前段階の学社連携が取手市では学校ごとに十分されているかということ、必ずしもそうではない学校もあるということで、今回モデル校となっている山王小なんかは学社連携が十分進んでいると思いますが、あと身近なというか、私の知っているところで白山小学校なんかでは白山小学校健全育成委員会というのが機能していて、地域の自治会であるとか、民生委員であるとか、交通安全ボランティアであるとか、そういう人を学期に1回招いて健全育成委員会を開いて、白山小学校の問題点、学校側の問題点、地域側の問題点を洗い出して、ではそれをどうするという話し合いが——コロナ禍で対面で話し合いができないので休んでいます、毎年しています。その健全育成委員会のメンバーを学校のフェスティバル、白山小まつりに呼んで、一緒に給食を食べて交流会なども開かれていて、そういったことがあるので先ほど大越課長がおっしゃったように、白山小学校さんあたりでは、それを発展させて学校運営協議会への移行は比較的スムーズであるかなと思います。

一方で、学社連携が不十分な学校があって、それこそ登下校の見守りを PTA の方々だけでやっていて、地域の方へのお声がけが難しいんだけどどうしたらいいんだろう、地域の力をそこに入れたいんだけどどうしたらいいんだろうというような相談をされた学校もありますので、まずは先ほど来お話にも出たように、山王小でのモデルケースをつくりながら、なおかつ学社連携が不十分な学校、こちらのほうは指導課の御担当になるかと思いますが、学社連携が不十分な学校については、この学校運営協議会に移行する前にもうちょっと地域の人たちとの連携を図ったほうがいいんじゃないですかというような指導を、これは指導課のほうからお声がけいただければと思います。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。

石隈委員。

### ○教育委員（石隈利紀）

皆さんの御説明と、委員の方々の質問で私もイメージが大分ついてきて、やはり学校が頑張るという中で、スクールカウンセラーとか昔の指導員を入れて、今はチーム学校のほうに少しずつ移動して、中学校は学校内で教員だけでなくスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それから部活の指導員を、多様な専門性を生かすということと、実は中学校は学校と家庭、地域の連携というのがあるわけです。一の学校に二側面があって、これが今、櫻井委員の言われた学社連携のほうになるわけですけど、そこにかじを切って動き出したと。その先がこのコミュニティ・スクールで、もうチーム子育てですよ、連携じゃなくて融合なので。この協議会の方は、これから委員がとても大事だと思うんですけど、学校に協力するというよりも、学校運営と一緒にやるという当事者の方々なので、ぜひそういう方向で進めばいいし、すごく大きな事業であることが分かったので、まずは山王小学校から始めるというのは、とてもクレバーというか、とてもいい方法だなと私も思いました。

多分、もう評議員会のほうで校長先生は御経験だと思うんですけど、今回は、学校運営協議会は基本方針の承認をするという、実はとてもこれ重いことなんですよ、委員にとっては。教育目標、学校教育計画、教育課程等を承認するという事なので、多分、校長先生方のスキルとして学校経営の専門家じゃなくても分かるような説明の仕方のスキルを高めて、本当に納得して賛成してもらうことを、これから努めなきゃいけないだろうということと、そこで修正意見が来たときに、もう変える勇気というか、ここはこう変えましょうとか、そういう姿勢が校長先生方も既に身につけていらっしゃると思うんですけど、さらにこのチーム子育てに求められるところなのかなと思いました。これは感想ですけど、期待しております。

### ○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。

そのほかどうぞ。櫻井委員。

### ○教育委員（櫻井由子）

今、石隈委員のほうからも学校経営というお話があったんですが、これは教育長に質問なんですけど、学校経営と、学校運営協議会の学校運営と、位置づけとしては学校経営が核にあり、それを周りで学校経営だから経営ですので、学校の目標としてこうあるという目標を達成するためのものが経営であるとしたら、運営は、それを助けるものというイメージでよろしいのでしょうか。学校経営と学校運営の位置取りとか、ポジション的な。

### ○教育長（伊藤 哲）

運営と経営という話になると、これは必ずしも概念が余りきっちりしていないんじゃないかなと私はとらえています。学校全体をどうやって、学校教育活動ってとらえたほうが私はいいと思うんですよ。学校の活動全体を運営協議会の中で協議してもらおうし、多分、学校と一体なんだと思います、運営協議会は。すっぱり学校全体を扱うのが協議会だと思うんです。それも、いろいろな人が学校に入っていった活動を行うんだから、開かれた教育カリキュラムがありますよね、そこに参画できるようなことだと。余り区分けをしないことなのかなと思います。学校が使うものをトータルで校長は示していて——とやるのが運営協議会との関係だと私はとらえているんですよ。

だから、さっき石隈委員のお話出ましたけど、学校外の人にトータルを説明する、承認をもらうわけなので、協議会は合議体なので、全体としての承認をもらうということなので、会社でいうような株式総会みたいなものということなんですよね。それなので、仕掛けとして包み込むものが大がかりなので、まずは一つの学校でやってみないと、私たちも頭には描いてはいますが、実際そこにいろいろな人が入ってきたときに、どういう形で議論とか、その説明が展開するかというのがちょっと見えない部分もあるんですよね。

私のイメージですけど、ポイントからお話しすると、そうは言っても山王小学校で進めようとしている特色をどうやって出すかということをやっぱり焦点化する必要があるのかなと思います。特に、取手の場合はアートの分野でTAPに入ってもらっています。だから、それを地域に広げるには、今までのTAPと学校だけでは足りないですよね。保護者でもやっぱり足りないの、地域の人と関わっていただく、もう既に実際一緒にやってもらおうということで、大地からはじまること、そういったイメージなんですよね。櫻井委員からもありましたけど、前にアートコミュニケーターとか、そういった連携というものが広がる可能性、実装をしてくれないと活動して広がらないので。ただ、学校から今までお願いするというよりも、実際そこにコーディネートする人がいて、学校の全部をつかんでいてお互いが理解した上で進めるとというのが理想形。余り経営、運営って分けられない形なのかなと、私はイメージを持っています。

#### ○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。先進地の牛久での活動取組例で、奥野義務教育学校運営協議会ということで、実際、牛久も全部の学校がコミュニティ・スクールとして十分に機能している——学校差があるようなんですけれど、中でも奥野は私も勤務したことあるんですけれど、山王と同じような感じで、やはり牛久の中でも本当に一番端っこのほうにあって、奥野小学校と牛久二中だけで固まっていて、周りは地元の人が多くてということで、山王と非常に地理的というか社会的条件が重なってしますので、まず山王からというのは非常に理にかなったことかなと思います。ただ、牛久でもやはりいろいろな学校ごとの差があるように、山王のケースをそのまま例えば取手小学校に持っていくか、うまくいくかということ、取手も僅か20校ですけど各学校の特色があるので、やはり山王で十分テストというところであれですけど、いろいろなことをやり尽くしてから広げていってもいいのかなと。1年、2年というスパンではなくて、もうちょっと期間を見て、よく練ってから市内学校に広げていく感じでいいのかなとは思っています。

#### ○教育長（伊藤 哲）

山王をきっかけにということと、あとは櫻井委員からもあったように、ほかの学校でも、白山小の例を出していただきましたけど、運営協議会の仕組みというか狙いに沿ったものがやっぱり出てきているので、山王だけできたらほかの学校ということではなくて、途中のほかの学校には動機づけもあるので、それをやっていかなければいけないのかなと櫻井委員のお話を聞いていて感じました。ぜひそれは同時並行じゃないですけど、片方で個別の活動を進めると同時に、その趣旨を生かしたところへ持っていくという活動も必要じゃないかなというふうに改めて感じました。

そのほかございますか。具体的にこうやるとか、猪瀬委員どうですかね。

#### ○教育委員（猪瀬哲哉）

先ほどまで私、全然分かっていなかったんですけど、新たな活動というかPTAとかもやっっているながら、どうにか地域と関われないかなとか、いろいろ考えていたので、大きく考えれば保護者たちと地域をよりよくしていったり、言えることは言っていこうという形で進んでいければなどは、ざっくりと思っています。

○教育長（伊藤 哲）

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

PTAの連絡協議会を御利用いただいて、各PTAのほうにもこういった取組を今度始めて、こういうふうになっていますよという情報開示をしてもらうことで、割と各小中学校のPTA関係のほうで理解をしていただいて、準備を少しずつ進められるというような体制をつくるというのは、とても大事なのかななんて感じがしていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長（伊藤 哲）

そうですね、全体的にもこういった取組を始めますよということはお知らせして、ほかの学校に対する取組を進化させるとか、それもありますよね。

○教育委員（櫻井由子）

すみません、もう1点。協議会の委員の人選、またコーディネーターの人選が大事だというのは、今、ほかの委員さんからも議論が尽くされたと思いますが、その委員の人選の際に、本日の定例会の議題にもなりました、取手市にはいろいろな分野で御活躍されている方々、例えばスポーツ振興に関する委員とか、あるいはさまざまな任命、承認されただけでも随分たくさんの方々がいらっしゃいます。そういったほかの分野の委員になっている方、あるいは実際に地域で青少年の健全育成に取り組んでいる青少年相談員も各中学校区で7、8名おられますので、そういった取手市のそういった人材を活用するのも1つの手かなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長（伊藤 哲）

単発にじゃなくて、ほかの仕事とのかかわりということで人選をとということですね。ありがとうございます。

課長のほうで、規定は順を追って御説明したんですけども、その規定の中でお気づきの点とかございますか。おおむね先行例とかには倣っているんですけども。運営協議会にとっては、基本方針の承認ということと、意見を申し出ることができるということと、評議員制度と同じように評価するということがあるんですけど、多分ここで違うのが協議会って合議体なので、そこで総意として多分意見を具申したりとか、承認したりするというのが協議会の仕組みなんですね。

あえて私のほうから少しお話をしておきますと、では会長が誰がやるかというのが非常に大切な問題なんです。ものによっては、協議会というのは合議組織なので、会員相互の互選によるというのがあるんですけども、やはり立ち上げからすると、学校とある程度一体になって進める形なのかなということ、原案では校長が指名するという形をとっているんです。第6条なんですよ。場所によっては互選というのもあります。

○教育委員（小谷野守男）

これは状況に応じて変えていただいていた方がいいんじゃないかと思いますね。

○教育長（伊藤 哲）

そうですね、現実的には当然そのやりとりをして、校長がこの人ならばということにはなるんですけど、規定上は校長が指名するという形にはなっていますので、そこはちょっと気になると思って、事前にお話をしておきます。

**○教育委員（櫻井由子）**

この学校運営協議会、コミュニティ・スクールが全国的になかなか広まらない理由の1つとして、学校側の問題として、こちらの規則のほうには書いていないんですが、事務の問題、どうしてもそうなる、例えば大越課長も取手二中のときに学校評議員会等で大変お世話になって、そういう事務作業がどうしても偏ってしまうということで、学校によってまちまちでしょうけれど、教頭先生の負担あるいは校長先生の負担が大きくなってしまいうようなことで、これを立ち上げることで、学校側の負担増になってはいけないと思うんですね。なので、そういった点も山王小学校をテストケースとする上で、この事務的なものをどうクリアするかということ。また、協議会、あと地域の方が参加する実際の活動場面においては、土日の学校休業日に活動することもあると思います。そういったときの職員の勤務であるとか、そういったこともきちんと考えないといけないかなと思います。

それにお答えできるもの、

**○生涯学習課課長補佐（塚本豊康）**

お答えします。先ほど申し上げたコミュニティ・スクールのコーディネーターにあたる、2つ目の条文に入っているものなんですけど、この方々は他市の例なんかでも校長とコミュニティ・スクールの委員との橋渡しですとか、あとコミュニティ・スクール、協議会開催に当たっての庶務ですとか、議事的なものの整理とか、あと委員のほうから学校のほうに意見を言ったりという業務が今回増えますので、その部分の取りまとめですとか、具申についての調整ですとか、そういったものをお願いしようと思っていますので、そういった意味では委員がおっしゃっていただいた、学校の負荷が増えてしまうところについては、その方が会計年度任用職員になりますので、週1回ぐらいは来て、そういった業務をやっていただこうと考えています。

**○教育委員（櫻井由子）**

そうすると、この協議会に関する、協議会開きますの日程をとり、お手紙をつくり、お手紙を出し、出席者の連絡を取りまとめし、必要であればお茶の準備をし、そういったところも全部お願いするという形で、学校側に負担をかけない形での協議会、コーディネーターの方と考えていらっしゃるということでしょうか。

**○生涯学習課課長補佐（塚本豊康）**

おっしゃるとおりになります。

**○教育長（伊藤 哲）**

よろしいですか。

**○教育委員（櫻井由子）**

ほかの自治体さんからいろいろお伺いしたときに、そこまでやっているところはないなと思ひまして、推進員の方はあくまでコーディネート業務ということで、学校と地域の橋渡しということでやっているところが非常に多いということですね。それと同時に、他の市町村と自治体では業務、この協議会に関する事務的な業務は、どうしても校長先生、教頭先生の負担になってしまっている。また、協議会に関して、土日に出なくてはならないという——これは取手市ではないです。他市町

村の校長先生から、土日に出なきゃならないんだけどというような、休みの日をそれに充てているという声も聞いておりますが、そこはどうかかなと思います。ちょっとお考えいただければと思います。

#### ○生涯学習課課長補佐（塚本豊康）

教頭先生の負担が増えてしまう部分というのは、ほかの自治体を聞いていても多くございます。先進地の牛久市さんの例ですと、なので4名ぐらいの人員を割いて、その部分で広報する人、会議の取りまとめをする人とかという形で、いろいろな庶務的なものも含めてお願いをしていると。やはり学校ごとに業務としてやってもらえる内容が違いますので、その辺は研修会などを通してどこまでやってもらえるのか、どこまでできるのかというのを調整しているというお話をしております。ですので、動き出すに当たってコミュニティ・スクールの指導員みたいなものを置こうと思っているんですけど、その方にもちょっと指導していただいて、回るような形を考えていきたいと思っております。

#### ○教育長（伊藤 哲）

その問題は結構大きな問題だと思うんですね。これも事前の打合せの中で、協議会のメンバーの方自体がコーディネートしてもらいたい。でないと、推進員が何のためにいるのかなという。ですから、できるだけ推進員は実動部隊になっていただいて、協議会のメンバーの方はもう既にその人たちが動いてもらって、コーディネートしてくれるような人に入ってきてもらいたいなというイメージとしてあります。実際、その蓋を開けてみてどうなんだということなので、そのやり方、ノウハウもありますから、そのいい先進例ですね、具体的にこなしているやつを勉強しながらやっていきたいというのが正直なところですね。

そのほか、どうでしょうか。実際、具体的話というのはいろいろ御意見があると思います。ただ、規定上の問題としては、この原案の形でよろしいですかね。規定上の事務局案については、原案の形でもっていく方向でよろしいでしょうか。ただ、再度お持ち帰りいただいて、規定の問題で、こういったところ修正があったほうがいいのではないかというお話があれば、教育委員会の事務局のほうにお知らせをしていただきたいと思います。

それでは、その前提の上に立って、この協議2については原案の形で進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長（伊藤 哲）

それでは、この事務局案のとおり進めるということで御了解いただきたいと思います。ありがとうございます。

次に、その他に入ります。

事務局から報告等をお願いいたします。

#### ○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

事務局から2点御報告をいたします。まず1点目、令和4年第1回取手市議会定例会における教育委員会関係の一般質問通告書及び議案等結果報告についてです。令和4年2月28日から3月23日にかけて市議会の定例会が開かれました。教育委員会関係の一般質問としては、5人の議員さんから一般質問がございました。また、市長提出の議案としては、市民会館の設置及び管理に関する条例、それから学校運営協議会の委員さんの報酬に関する条例、それから今年度の補正予算、それか

ら新年度の一般会計予算，いずれも原案のとおり可決となっております。こちらに関する資料を委員さんのほうにはPDFで配付いたしますので，後ほど御確認をいただければと思います。

2点目です。4月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてになります。委員さんの御手元のほうに，4月の教育委員会行事予定報告表というものがお配りされているかと思います。なお，教育委員会定例会を4月26日（火曜日）午前中に今のところ予定させていただいております。事務局からの報告は以上になります。

○教育長（伊藤 哲）

教育委員の方々からお話があれば。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

辞令の伝達式への出席関係はどうしたらいいですか。

○教育長（伊藤 哲）

直井課長。

○学務課長（直井 徹）

今回もコロナ感染症に配慮いたしまして，教育委員さんの出席はなしということで考えております。

○教育委員（小谷野守男）

入学式への出席もそうですね。

○教育長（伊藤 哲）

はい。辞令交付は実際，悩んだんですけど，管理職の顔が見えないというのも気がかりは気がかりなんです。学校訪問もなかなか思うようにいかないのです。

○教育委員（小谷野守男）

それは何人ぐらい参加なんでしたっけ。

○学務課長（直井 徹）

4月1日の辞令交付が全体で35人くらいでしたかね。

○教育委員（小谷野守男）

都合があるかと思いますが，もし参加できるのであれば参加させていただいて。

○教育長（伊藤 哲）

はい。では，出席いただく方向で。

退職とか新任とかそれぞれいらっしゃるのです。では，御案内するということで。

○学務課長（直井 徹）

わかりました。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは，以上で今定例会に付議されました事件の審議は全て終了しました。

令和4年第3回教育委員会定例会を閉会といたします。お疲れでした。

午前11時57分閉会